

令和4年度

総務部
定期監査報告書

笛吹市監査委員

1 監査の対象

総務部に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

令和4年9月30日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

総務部	総務課	令和4年11月8日	午前 9時から
〃	防災危機管理課	令和4年11月8日	午前 9時40分から
〃	税務課・収税課	令和4年11月8日	午前10時40分から
〃	管財課	令和4年11月8日	午前11時10分から

4 監査の方法

監査の対象となった一般会計の下記項目について、総務部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめた。

- 1 「令和3年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」
- 2 「職員の事務分掌表」
- 3 「主要事務事業の概要」
- 4 - ① 「懸案事項及び業務に関する問題点」
- 4 - ② 「指定事項調書」

【総務課】	} なし
【防災危機管理課】	
【税務課】	
【収税課】	
【管財課】	

- 5 「公有財産購入に関する調書」
- 6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」
- 7 「委託調書」
- 8 「工事台帳」
- 9 「歳入状況調書」
- 10 「歳出状況調書」
- 11 「滞納状況調書」
- 13 「賃貸借に関する調書」
- 14 「指定管理施設に係る修繕費の状況調書」
- 16 「郵便切手、はがき、収入印紙受払状況」
「交際費支出状況調書」

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

令和4年9月30日現在における総務部から提出された一般会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手等については、総務課、税務課、収税課において所有しているが、保管枚数と受払簿に相違なく、適正に管理されていた。つり銭については、税務課、収税課において所有しているが、つり銭金額は間違いなく適正に管理されていた。

(2) 事務・事業の執行状況

総務部に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

総務課 防災危機管理課 管財課 税務課 収税課	事務 事業	特になし
-------------------------------------	----------	------

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

管財課

《指摘要望事項》

シルバー人材センターへの委託について、費用のみで判断せず、費用対効果をよく検討してもらいたい。市として、どのように考えていくのかを検討してもらいたい。

《対応措置の内容》

○高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、定年退職者その他の高齢退職者の職業生活の充実、その他福祉の増進を図るため臨時的短期的な就業又は特別な知識、技術を必要とする簡易な就業を希望する者について、その希望に応じた就業機会を提供する団体を育成し、その就業の機会の確保のため必要な処置を講ずるよう努めるものとされていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、笛吹市財務規則第182条で手続きを定め、シルバー人材センターに委託していきます。

役務提供の費用対効果は、各課において検討し、業務完了後、検収を行っていきます。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、本年度はなかった。